

令和6年度 第2回宮崎県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

【開催日時】 令和7年2月7日（金） 14:00～16:00

【開催場所】 ニューウェルシティ宮崎 2階 高千穂

【出席者】 委員 10名、日本年金機構 6名

1. 開会

2. 日本年金機構 宮崎年金事務所長あいさつ

3. 委員等紹介

4. 委員長の選出

事務局より、本日の会議の議長については、今期 令和7年3月31日までの委員長として互選により選出されている南九州短期大学 名誉教授 佐保様に努めていただく旨を資料1「宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱」に沿って説明。

5. 議事

以降は佐保委員長を議長として議事を進行。

（佐保委員長）

ただいまご紹介いただきました南九州短期大学 名誉教授の佐保でございます。宮崎県地域年金事業運営調整会議設置要綱の第5条第1項により当会議は委員長がその議長となるとありますので、要綱により議事進行を議長として努めさせていただきます。

年金というものは、私たちが生涯にわたって安心して安全に生活するための命綱のようなものだと思っています。特に公的年金については、日本国憲法第25条の生存権を保障するための基盤となる非常に重要なものだと思います。公的年金への国民の関心もだんだん高まってきており、今回の宮崎県で行われる地域年金事業運営調整会議も同じように全国でも実施されているような状況にあります。年金セミナーやエッセイ募集などさまざまな取組が、若い人である中学生や高校生、あるいは大学生や現役世代の人々に実施され、国民の意識も高まってきていると思います。

公的年金制度の充実発展のためには、今、実施しているものは当然であります、更に工夫改善し、国民に分かりやすく理解されるよう実施しなければなりません。民主社会は共生社会であり、お互いが支え合い助け合いながら生きていくことが自然と身につくよう更なる努力が必要ですので、本日は皆様の忌憚のない率直なご意見を願います。場合によっては、この場でこういったことを言ってもいいのかと迷われる方もいらっしゃるかもしれませんが、施策を進めるうえで大変貴重であり参考になることも多々ありますので、ご遠慮なく皆様のご意見を願います。

それでは議事進行に入りたいと思います。

議題 1 令和 6 年度事業実施結果中間報告

冒頭、宮崎年金事務所長 井上より「地域年金展開事業の概要」について説明後資料に沿って各年金事務所長及び宮崎年金事務所総務調整課より令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月までの事業実施結果について説明。

質疑応答後、議題 1 の内容について委員の皆様よりご了解頂いた。

【主な意見・質問等】

(田中委員)

資料の 21 ページにおいて、年金セミナー事業におけるセミナー実施後のアンケートについて記載がありますが、年金のイメージがセミナー実施前に比べセミナー実施後は上がっています。セミナーを聞いてイメージが上がった理由として、こういったものがあるかお聞きしたいと思います。例えば、仕組みが分かってイメージが上がったなど、具体的なものが分かればご教示いただきたいと思います。

また、24 ページには年金制度の理解度として、国民年金加入の理解度が 98%、保険料の納付義務が 97%となっていますが、このことが実際の加入率や納付率にどう影響がでているのか、傾向としてこういったものがあるか教えていただきたいと思います。

28 ページには、若年層の納付率の傾向が低い傾向にあり底上げを図っているとの記載がありますが、全国と比べて宮崎県はどうか、教えていただきたいと思います。

(宮崎年金事務所 田平)

年金のイメージが良くなった理由等について、回答させていただきます。

実際にセミナーに行って学生さんの話をきくと、学生さんは年金というと老齢年金のことはよく理解しているものの、障害年金や遺族年金もあることは知らなかったという話をよく聞きます。特に、年金の保険料を納付したり免除したりすることで、障害者になったときの障害年金や、万が一の遺族年金もあり、年金は老齢年金だけじゃないということイメージも良くなっているのではないかと思います。

次に、若い人の理解度が高まったことによる加入率や納付率の関係ですが、加入については20歳で国民年金の強制加入となっていますので、生徒さんの理解もあるのではないかと思います。20歳の納付率は宮崎県の場合、全国と比較しても厳しいものがありますが、手元に資料がありませんので何パーセントといった具体的な数字は申し上げられません。ただ、20歳の納付率は宮崎県内でも周知活動を強化していますので、少しずつではありますが上がってきていると思われます。

(佐保委員長)

確かに年金というと若い人は老齢年金のことをイメージしますが、障害年金や遺族年金もあることが分かったと自分自身にも関わることだと思って理解も深まりイメージも良くなるのではないかと思います。学生納付特例制度によって納付猶予されますが、猶予されたことで障害状態になったときの障害年金も受給できることになります。そのことで若い人への年金制度も理解され、イメージもよくなっていくものと思います。

(宮崎年金事務所 井上)

先ほど若年者の納付率の質問もありましたが、実際に納付率に直接影響するとなると大学生相手のセミナー実施が重視されます。20ページの年金セミナー開催校の一覧を見ていただくと分かりますが、宮崎公立大学のセミナー参加人数は2人となっています、大学でのセミナー実施では苦戦している状況です。現在のセミナーは17、18歳の高校生を中心に実施していますので、20歳の納付率に直結するかどうかを考えると、厳しい状況ではないかと思います。宮崎事務所では大学に行って納付相談会等も実施していますが、実際に大学に行ってみると宮崎県内に住所を置いている学生さんが多いわけではなく、県外からきている学生さんも多い状況です。学生納付特例制度の案内や説明も行っていますが、宮崎県内の納付率に直接、どこまで寄与できるかとなると現実的には

厳しい状況にあると思います。

(本山委員)

資料の15ページに記載の社会福祉協議会との協力連携でございますが、取組みとして宮崎県だけの取組なのか全国的なものなのかご教示いただきたいと思います。また、社会福祉協議会の説明において、今後期待できるといったものがあれば教えていただきたいと思います。

資料の26ページに記載の地域相談事業の出張年金相談の関係ですが、日向市での相談会は9回、97名の相談人数となっています。予約については事前予約が必要だと思えますが、月1回の相談等で予約が取れないといった状況があるのか、宮崎県内では月1回で十分であるといったものなのか教えていただきたいと思います。

次に、資料29ページに記載の年金委員活動支援事業における年金委員に関してですが、厚生局では年金委員の委嘱解嘱の業務を行っています。地域型年金委員については、「なごみ便り」を発行されたり年金委員の把握もしっかりされていると思いますが、職域型については昨年度からの短時間労働者の適用拡大等もあり、年金委員の委嘱数も増えてきていると思います。一方で年金委員がすでに職場を退職していたり、事業所が全喪失していたりといった事例もあり、把握が困難な部分もあるかと思えます。地域型についてはさまざまな取り組みの記載がありますが、職域型年金委員についての把握方法などどのようにされているかお聞きしたいと思います。

(宮崎年金事務所 井上)

社会福祉協議会との協力連携の事業については、県独自ではなく全国的な展開となっています。国民年金保険料の免除制度など、手続きを含め周知できないかといったことで生活困窮者と密接に関係のある社会福祉協議会への訪問や説明会研修会の実施を今年度初めて取り組んでおります。今後の期待については、田平の方から説明いたします。

(宮崎年金事務所 田平)

実際に社会福祉協議会への依頼や説明を行ってきましたので、状況をご説明いたします。生活困窮者を対象に活動されている社会福祉協議会の職員に対し、窓口での国民年金保険料の免除制度周知ということで職員の方に説明会を実施しております。特に、説明会では窓口職員の方が生活困窮者への説明の中で国民年金保険料を未納にしたままだと、将来、障害年金や遺族年金が受給できなかったり、老齢年金にも影響がでること等を具体

的に話せるように説明しております。特に、宮崎市の「これから」という社会福祉団体に
対し、窓口相談員の方に直接説明会を実施して、国民年金保険料の免除制度及び手続き等
について説明しており好評を得ておりますので、今後も期待できるものと思います。

(宮崎年金事務所 井上)

資料 2 6 ページの地域相談事業の出張年金相談について、回答いたします。出張年金相
談について予約がとれているのかどうかということですが、市町村窓口でも予約を受け
たりする場合があります。予約がすぐにいっぱいになるといった話はよく聞いていま
すが、現状として回数を増やしてほしいという要望があったとしても、現在の職員体制から
派遣する職員等も限界にきている状況もあります。

(佐保委員長)

年金委員活動支援事業について、地域型年金委員の活動は記載がありますが、職域型年
金委員の関わり方など状況を教えていただけますか。

(宮崎年金事務所 長谷川)

職域型年金委員の関わり方ですが、資料の 1 3 ページをご覧ください。

宮崎県社会保険委員会主催の説明会について記載がありますが、宮崎県社会保険委員
会の協力のもと説明会を実施しております。社会保険委員会の構成員は、職域型年金委員
でありまして、宮崎県社会保険委員会の説明会において年金委員の方への研修等を行っ
ています。また、不定期ではありますが、チラシ等の周知したいものがあった場合には、
職域型年金委員に対して社内でのチラシ配布及び周知依頼として文書等で案内したりし
ています。

次に職域型年金委員の名簿の管理についてですが、地域型年金委員は任期が 3 年と決
まっていますので、更新のときに継続の意思の確認等で状況を把握しております。ただ、
職域型年金委員については任期がないため、過去に登録されていた方で既に退職してい
るとの情報も入ってくる事例もあります。そこで 2、3 年前から職域型年金委員に案内文
書を送付する場合は必ず職域型年金委員〇〇様という形で、固有名詞を入れて案内する
ようにしております。実際に文書を送付した初回は、既にこの職員は辞めてますといった
反応もあり、そういったところで名簿の整理や後任者の推薦等も行っているところ
です。宮崎県では名簿の整理も概ねできていますが、定期的に状況を把握し名簿の
整理も行っていきたいと考えています。

(本山委員)

出張相談の予約は、市町村で実施されているということでしょうか。他県では事務所で予約受付を行って、場合によっては他の日を案内しているとも聞いていますがどうでしょうか。

(宮崎年金事務所 井上)

出張相談の予約は全ての市町村で行っているかどうかというのは把握してないため、この場ではお答えできない部分もありますが、基本的には予約は年金事務所で行っています。

(宮崎年金事務所 長谷川)

補足ですが出張年金相談の回数については、市町村の会場貸与の関係もありますので、市町村との協力連携の中で実施していただける範囲でお願いしております。

(佐保委員長)

議題1の令和6年度事業実施結果中間報告については、委員の皆様にはご理解いただいたということでしょうか。

<委員一同 異議なし>

議題2 令和7年度事業計画(案)

資料に沿って宮崎年金事務所長 井上より説明。

質疑応答後、議題2の内容について、委員の皆様よりご了解頂いた。

【主な意見・質問等】

(田中委員)

参考までに確認したいのですが、先ほどから学生に対するセミナー対応の説明もありましたが、最近ではタブレットを使用したり電子版の授業等も実施していると聞いております。学校側でもさまざまな工夫をされていますが、年金事務所ではどのようにされているのでしょうか。

(宮崎年金事務所 田平)

以前はパソコンを導入してプロジェクターを利用したセミナーも実施していましたが、最近ではできるだけ生徒さんに参加していただくために、ホワイトボードや黒板を利用してセミナーを実施したり、少しでも生徒さんに興味を持っていただくように質問形式で実施したりと工夫しながら実施しています。また、延岡年金事務所では参加型のセミナーとして、生徒さんのいろいろな話を聞きながら、また将来の生活はどうなるか等できるだけ考える時間を与えてセミナーを実施しています。今後も生徒さんが興味を持つように、工夫しながら実施していきます。

(佐保委員長)

年金事務所でも対話型、参加型で工夫しながら実施されているということですが、教育現場でも現在は構成的グループエンカウンターといって、参加型で楽しみながら計画的に実施して学習を深めていくという取り組みを実施しています。年金事務所でも参加型を取り入れて実施しているということですので、引き続き工夫しながらの対応をよろしくをお願いします。

(本山委員)

事業計画において、特段の回答は必要ありませんが、資料38ページの地域連携事業のチラシ・ポスター等の配布および掲示についてお話ししたいと思います。市役所や町村役場において掲示物を貼れないといったことも多いと聞いたりします。そういった意味で、市町村のホームページに機構のURLを貼っていただくことも良いのではないかと考えています。

資料39ページの年金セミナー事業についてですが、年金事務所における年金セミナーのアプローチは重要であります。子供達に対してのセミナーアプローチも大事ですが、大人である保護者の方へのアプローチを行うことも考えていく必要があると思います。

資料42ページの「わたしと年金」エッセイ募集についてですが、申し込み方法は郵送による申し込み方法だけなのでしょうか。郵送による申し込みだけでなく、インターネットによる申し込みも機構本部の方で考えていく必要があるのではないかと考えています。

資料42ページの地域年金事業運営調整会議については、宮崎県は年2回となっていますが、九州では佐賀県と宮崎県だけ年2回となっています。情報提供として、他の県は

年1回で夏場の8月くらいの実施になっているようです。

エッセイの応募方法だけご教示いただけますか。

(宮崎年金事務所 長谷川)

エッセイ応募方法は、郵送のみとなっています。インターネットによる申し込みについてのご意見は機構本部へ報告したいと思います。

あと、ご質問的な意見がありましたのでお答えしたいと思います。

ポスター配布等において、電子データの配布について話がありましたが、そういった電子的な配布は現在ありません。また、年金事務所においてもポスター貼付について本部から指示がありますが、貼る場所に苦労している実情もありますので、ぜひデジタルサイネージみたいなものが導入できれば良いと思っています。機会があれば本部に要望したいと思います。

(佐保委員長)

今後、年金事務所も対応について努力していくということですが、確かにインターネットを活用することは大事であると思います。ネットでの申し込みも最近増えてきていますし、非常に皆さんも便利になるとと思いますので、ご検討いただくと良いと思います。

(宮崎年金事務所 井上)

先ほどの意見で市町村ホームページに機構のURLを張り付けていくと良いとの話もありましたが、なかなか良い考え方であると思いますので市町村とも相談していきたいと思います。なお、「かけはし」という情報誌を市町村に配布していますが、「かけはし」には機構URLの案内を添付しております。

また、年金セミナー実施の保護者へのアプローチという貴重なご意見がありましたが、大学でのセミナー実施ができない代わりに年金制度の周知として、大学側からメール等で学生さんに対し年金制度の周知を行っているところでもあります。なお、保護者の方にもメールにより、学生納付特例制度の周知や手続き等についても案内していただいているところでもあります。

(佐保委員長)

議題2の令和7年度事業計画(案)については、委員の皆様にはご理解いただいたということによろしいでしょうか。

＜委員一同 異議なし＞

議題3 その他

事務局より別冊参考資料、委員の任期、次回開催予定について説明。
その他質疑応答は特段なし。

5. 閉会